

## 第231回 国立大学法人鹿屋体育大学教育研究評議会議事要旨

日 時：令和6年2月15日（木）13時15分～14時28分

場 所：大会議室（Web会議）

出席者：金久議長、前田、平川、原田、金高、田巻、濱田、前阪、山田、高井、高橋、中垣内、国重、中村(夏)、中本、和田、梶、安田、小澤、萬久、藤田、廣津、沼尾、北村、森(克)、関の各評議員

陪席者：秋元監事、小林監事、松浦次長、元明、川崎、有馬(康)、瀬戸口、竹下の各課長  
有馬(規)監査室長、桑畑学生課副課長、仮屋菌総務課副課長

欠席者：竹中評議員

議 事：

### 1. 議事要旨の確認

#### (1) 第230回教育研究評議会

確認資料1に基づき原案どおり確認した。

### 2. 学長諮問 なし

### 3. 学長報告

#### (1) 令和6年度以降の理事、経営協議会学外委員、系副主任、常任委員会委員及び専門委員会委員について

学長から、学長報告資料1に基づき令和6年度以降の理事等について資料のとおり決定したことの報告があった。

また、常任委員会等の学長指名教職員については、必要であれば、次期委員長より学長あてに、常任委員会は2月28日（水）まで、専門委員会は4月25日（木）までに推薦するよう学長から依頼があった。

#### (2) 教員の人事について

学長から、スポーツ人文・応用社会科学系の浜田先生より今年度末までで退職したい旨の申出があったことが報告された。

### 4. 審議事項

#### (1) 教員（スポーツ生命科学系：講師（健康科学（衛生学・公衆衛生学、ヘルスポモーション）領域）の採用選考及び大学院体育学研究科担当教員の認定について

藤田教員選考特別委員会委員長から資料1-1及び1-2に基づき採用選考の経過の説明があり、続いて前田研究科担当教員審査特別委員会委員長から資料1-1～1-3に基づき研究科担当教員としての資格審査の状況の説明があった。投票による採決の結果、可とする票が過半数に達したため、候補者の講師採用が了承された。

(2) 教員（スポーツ・武道実践科学系：講師）の昇任選考及び大学院体育学研究科担当教員の認定について

小澤教員選考特別委員会委員長から資料2-1及び2-2に基づき昇任選考の経過の説明があり、続いて前田研究科担当教員審査特別委員会委員長から資料2-1～2-3に基づき研究科担当教員としての資格審査の状況の説明があった。投票による採決の結果、可とする票が過半数に達したため、候補者の講師昇任が了承された。

(3) 教員選考特別委員会の設置について

学長から資料3-1及び3-2に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(4) 名誉教授の選考について

学長から資料4-1～4-3に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(5) 客員教員の選考について

学長から資料5-1及び5-2に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(6) 特任職員の選考について

学長から資料6-1～6-3に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(7) 令和7年度入学者選抜日程等について

前田入試委員会委員長から資料7-1及び7-2に基づき説明があり、審議の結果、以下の点を修正することで了承された。

**【修正点】**

- ・資料7-2の参考「第56回日本武道学会」について、開催地及び開催日程等が誤っているため、正しいものに修正。

(8) 令和6年度体育学部非常勤講師の任用について

元明教務課長から資料8-1及び8-2に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(9) 鹿屋体育大学学生表彰規則及び鹿屋体育大学学生表彰に関する申合せの一部改正について

濱田AD教育・学生支援部門長から資料9に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(10) 鹿屋体育大学学生規則及び鹿屋体育大学課外活動団体取扱基準の一部改正について

前阪学生委員会委員長から資料10に基づき説明があり、種々意見交換の結果、原案どおり

了承された。

【質疑応答】

- ・鹿屋体育大学課外活動団体取扱基準第3について、今後は各団体が「体育系課外活動団体」の要件を満たしているかを委員会等で毎年確認するという認識で良いか。  
また、その場合各団体が定めている部則についても、「体育系課外活動団体」の要件に関する事項を盛り込むように改正を求めるのか。  
→その認識で合っている。部則についても改正を求める。
- ・「体育系課外活動団体」の要件について、体育会の扱いはどうなるのか。  
→体育会を団体の中の1つと見るか、各団体を総括している団体と見るかで考え方が変わってくるため、今後議論が必要である。
- ・要件の1つである地域貢献に関わる活動実績について、どのような活動が該当するかの基準があるか。  
→地域貢献といっても非常に様々であるため、各団体から報告された活動を学生委員会にて広い意味で判断したい。
- ・要件を満たすことができず「準体育系課外活動団体」となってしまった場合、重点強化の選考や入試に影響は無いか。  
→特段議論はされていないが、今回の改正は課外活動団体について、新たに区分を設けて各団体の活動実績等を適切に確認するためのものであり、現段階では重点強化の選考や入試制度にまでは影響は無いと考える。

(11) 鹿屋体育大学安全保障輸出管理規程の一部改正について

有馬研究・社会連携課長から資料11に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

5. 報告事項

(1) 国立大学法人鹿屋体育大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領等の一部改正について

松浦事務局次長から、報告資料1に基づき報告があった。

(2) 令和6年度年間行事予定表について

松浦事務局次長から、報告資料2に基づき報告があった。

6. その他

(1) 次回の開催日程について

次回の教育研究評議会は、令和6年3月21日(木)13時15分から開催することとした。

以上